

令和6年3月現在

## 東成山水学園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 山水学園
法人所在地	大阪市東成区神路1丁目10番3号（特別養護老人ホームサンローズオオサカ内）
電話番号	06-6974-7388
代表者氏名	理事長 林 明

## 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名 称	東成山水学園
施設の所在地	大阪市東成区大今里2丁目19番18号
連絡先	電話番号06-6974-7377 FAX06-6976-9777
管 理 者	園 長 博多 敬子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 18人 1歳児 48人 2歳児 54人 3歳児 62人 4歳児 62人 5歳児 62人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 180人 満1歳以上満3歳未満の児童 102人 満1歳未満の児童 18人
開 所 時 間	午前7時～午後7時（月～金曜）（標準時間の方は、平日の午後6時以降が延長保育となります。） 午前7時～午後6時（土曜日）
開 設 年 月 日	昭和27年 7月 1日
事 業 所 番 号	2710051003582
ホームページアドレス	<a href="http://www.higashinarisansui.jp/">http://www.higashinarisansui.jp/</a>

## 3 施設の目的・運営方針

東成山水学園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の

- 下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		1246, 87 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造4階建 のうち1階、2階、3階
	延べ面積	1994, 62 m <sup>2</sup>
園庭		敷地内・屋上園庭845, 9 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	もも組(0歳児クラス)
ほふく室	2室	あんず1・2組(満1歳児クラス)
保育室	10室	いちじく・くり・めろん組(満2歳児クラス)、さくらんぼ・みかん・ばなな組(満3歳児クラス)、れもん・いちご組(満4歳児クラス)、りんご・ぶどう組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
ランチルーム	1室	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年2月付、厚生労働省告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 特別保育

専任講師による特別保育の実施(4・5歳児)

絵画・音楽・体育・習字・英語

##### (3) 送迎

自動車による送迎は、駐車スペースがないため原則禁止しています。希望者については、園バスによる送迎を実施します。(ただし、別途利用者負担があります)

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和6年3月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主 任 保育士	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、園児の成長を援助する	32	18	14	育休中職員 2
看護師	保育に従事し、園児の健康管理を行う	1	1		
事務員	園長が行っている事務仕事の補佐	1	1		
栄養士 調理員	献立に基づき、給食やおやつを調理する				イフスコヘルスカア(株)に業務委託
バス運転手	通園バスの運転業務	2	1	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## &lt;各職種の勤務体系&gt;

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8：45～17：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
バス運転手	正規の勤務時間帯（7：00～10：00 9：30～17：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

(1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日・創立記念日（7月1日）・夏期家庭保育協力期間（8月12日～15日内の3日間）・冬期休園（12月29日～1月3日）・新学期準備期間（3月31日）・祝祭日の学園行事による振替休日（運動会・発表会）は、保護者の了解を得られれば休園となります。

(2) 気象警報発令時

暴風警報発令時については、午前7時現在で発令されているときは、自宅待機していただき、午前10時までに解除されない場合には休園となります。ただし、午前10時までに解除された場合は、解除時間より30分後から保育を行います。自由登園となりますが、欠席される場合は連絡をして下さい。又、9時以降に解除された場合は、給食の用意ができないため、お弁当をお持ち下さい。その場合、通園バスについては帰りのみの運行となります。なお、保育時間中に発令された場合には、至急のお迎えをお願いします。

(他の警報でも状況により危険と判断したときには、休園する場合があります)

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、「延長保育料」として別途利用者負担が必要となります）。

ただし、土曜日の開所時間は午前7時から18時までとなります。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、「延長保育料」として別途利用者負担が必要となります）。

ただし、土曜日の開所時間は午前7時から18時までとなります。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、食物アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

業務委託 委託先 イフスコヘルスケア株式会社

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

ただし、幼児の遠足など行事がある場合には給食の提供は行いません。

※0歳児のミルクは、必要な期間提供します。

児童の年齢に応じ、おおむね以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時頃	14時30分頃	
1歳児	10時00分頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児	10時00分頃	11時15分頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃	14時30分頃	
4歳児		11時40分頃	14時30分頃	
5歳児		11時45分頃	14時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- (3) 食物アレルギー児への対応状況  
 除去食及び代替食に対応（医師の診断書が必要です）  
 食物アレルギー対応マニュアルあり  
 ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等  
 (1)に掲げる保育料のほか、別表（8 ページ）に掲げる費用を負担していただきます。  
 利用料については、当月分を翌月 20 日前後に請求しますので預金口座振替によって、お支払いいただくようお願いしています。

## 11 特別支援教育・特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

- 当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。
- (1) 園児が小学校に就学したとき  
 (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき  
 (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、整形外科

医療機関の名称	医療法人神愛会 宮本クリニック
代表医師名	宮本 肇
所在地	大阪市東成区神路 3-10-4
電話番号	06-6975-0115

### (2) 歯科

医療機関の名称	医療法人薫歯会 あびこ大人こども歯科クリニック
代表医師名	山根 清宏
所在地	大阪市住吉区苅田 7-6-28
電話番号	06-6484-6480

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・非常用電源 無</li> <li>・スプリンクラー 無</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回職員に対して虐待防止研修を実施

## 18 要望・苦情等に関する相談体制

当園では、要望・苦情等に係る体制を以下のとおり設置しています。

要望・苦情相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 主任保育士 辻 千恵</li> <li>・責任者 園長 博多 敬子</li> <li>・ご利用時間 8:45～ 17:30</li> <li>・電話番号 06-6974-7377</li> <li>FAX 06-6976-9777</li> </ul>	
	<p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私立保育園連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

## 19 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険・賠償責任保険
保険の内容	園児のケガ等
保険金額	1,000円～1,000,000円

## 20 園児の利用状況 (毎年度5月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	18人	15人	10人
1歳児	48人	48人	48人
2歳児	54人	53人	51人
3歳児	60人	59人	59人
4歳児	60人	60人	60人
5歳児	60人	59人	59人
合計	300人	294人	287人

## 21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

公表、公示案件はありません。

## 22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	園内での宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

実施はありません。

(別 表)

## 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容および負担を求める理由と目的	負担金
主 食 費	幼児の主食費（3歳児以上）	月額 2,000 円
副 食 費	幼児の副食費（3歳児以上）	月額 4,500 円
特 別 保 育 費	英会話、習字、絵画、体育、音楽等の特別保育にかかる講師料負担金（4歳児・5歳児の希望者）	月額 4歳児 1,500 円 5歳児 2,500 円
通園バス利用料 （自動車管理費）	通園バスの経費負担（利用者のみ）	月額 3,700 円
P T A 会 費	P T A運営にかかる負担金	月額 300 円
月 刊 絵 本 代	保育で使用する月刊絵本代	月額 1歳児 420 円 2歳児 420 円 3歳児 460 円 4歳児 480 円 5歳児 470 円
行 事 参 加 費	行事参加の実費負担金 （遠足・発表会・宿泊保育等）	別紙1参照
制 服 類 費	入園に際しての制服類の購入費用（2歳児以上） 0・1歳児はスモックのみ	令和6年3月より 2,9430 円 1,560 円
教 材 費	年間使用する教材の購入費用	別紙2参照
卒園アルバム代	卒園アルバムの購入費用 （5歳児）	年額 12,000 円 （月額 1,000 円×12月）
貸し布団代	0歳～3歳児の午睡用	月額 1,000 円
I C カード代	紛失した磁気カードの再交付	1枚 500 円

## 2. 延長（時間外）保育に係る利用者負担

## ・ 保育短時間認定

8時30分以前の登園及び16時30分以降のお迎え

1回につき500円 月上限額 3,000円

## ・ 保育標準時間認定

18時以降のお迎え

1回につき500円 月上限額 3,000円

## 3. 口座振替に係る手数料の負担

請求月に1,000円以上の請求額がある場合は、1回あたり150円の手数料負担をお願いしています。ただし、きょうだいがいる場合は一人分のみの負担となり、請求額が1,000円以下の場合には、負担はありません。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合、ご希望があれば領収証を交付いたします。



## 行事参加費

クラス年齢	行事内容	負担額（1回あたり）
2歳児	・生活発表会（2月）	2,000円
3歳児	・遠足（春・秋の2回）	1,800円×2回
	・生活発表会（2月）	4,000円
4歳児	・遠足（春・秋の2回）	1,800円×2回
	・生活発表会（2月）	5,000円
5歳児	・遠足（春・秋の2回）	1,800円×2回
	・プラネタリウム鑑賞（6月）	800円
	・宿泊保育（7月）	11,000円
	・キッズサッカー大会（1月）	1,000円
	・生活発表会（2月）	5,000円
	・卒園遠足（3月）	1,000～1,500円

\*参加費用は、翌月に徴収します。

## 教材費

年齢別	新入園・進級別	負担額（年額）
5歳児	新入園児	15,212円
	進級児	7,381円
4歳児	新入園児	12,658円
	進級児	8,439円
3歳児	新入園児	8,048円
	進級児	5,027円
2歳児	新入園児	6,285円
	進級児	5,095円
1歳児	新入園児	3,830円
	進級児	3,110円
0歳児	新入園児	1,780円

## 制服等の費用明細

(2024年4月現在)

## (1)冬制服

上 衣	6,170円
ズボン・スカート	3,800円
ブラウス	1,900円
スモック	1,560円
制 帽	2,500円
小 計	15,930円

## (2)夏服

半袖ブラウス	1,900円
夏ズボン	4,270円
夏スカート	4,560円
夏スモック	1,370円
夏制帽	1,960円
小 計	14,060円

\*夏・冬の制服は、サイズ4L(130以上)は上記の20%増しとなります。

## (3)体操服

半トレシャツ	2,430円
半パンツ	1,870円
長トレシャツ	3,900円
長パンツ	3,300円
小 計	11,500円

## (4)カバン・靴類

通園カバン	4,400円
上靴入れ	2,700円
上 靴	1,000円
下 靴	1,100円
小 計	9,200円

## (5)水着類

男女兼用セパレーツ型(上)	1,930円
男女兼用セパレーツ型(下)	1,790円
プールキャップ	720円
小 計	4,440円

## (6)その他

鍵盤ハーモニカ(ピアノカ)	5,500円
---------------	--------